昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年2月15日発行第398号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

2
2010

雪灯里（奥日光湯元温泉）

Index

1　2／22行政書士記念日特集
日本文化と遺言
3　債務整理をうたった電話勧誘に注意！
栃木県行政書士会カレンダー（3月）
4　日行連だより
産廃収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正
5　業務特集 聴聞・弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為についての代理業務
7　おじゃましま～す！
8　支局かわら版（塩那支局）
9　アドちゃんの談話室
11　支局情報（宇都宮）
12　木もれび
13　研修会のお知らせ
14　会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

日本文化と遺言

栃木県行政書士会 会長 住吉和夫

民族の歴史から分類すると狩猟民族、農耕民族に大別できます。

日本は農耕を中心とした民族でその中でも稲作を行う民族です。日本には水掛け論、水争いの言葉がありますように、水田を中心として歴史と文化が発展して来た国なのです。

「水争い」は死語かと思っていたら自民、民主の政権交代はダム建設による水争いが発生してきました。日本は水を離れては生活文化は無いのです。

江戸時代の租税は米が中心でした、藩の大きさは米の収穫石高で表されました。遡って弥生時代も耕作する水田と同時に耕作に必要な河川を中心にした水争いの歴史であったようです。水の取り入れ口を先祖が築き、その水口を守る事が子孫の安泰につながるところから、先祖に感謝し水口を守る事から財産を分割しない家督相続が定着してきたのです。

日本の文化は自然崇拝と仏教、そして儒教により神棚・仏壇と一族墓の習慣が日本の文化と伝統となって、日本の歴史そして日本の文化が出来てきました。

家督相続制度により先祖の財産と故郷の山河を守り、両親の老後を支える形です。弟妹達は先祖の財産は受けないが、この形が農耕民族である日本人の生き方となったのでした。

昭和２０年８月１５日、日本は敗戦国となりました。日本は終戦と同時に戦勝国軍の占領下に於かれ、憲法、民法が改正されました。占領政策第一の目的は日本が二度と戦争を起こさせないためにどうすべきかであり、そのための施策が天皇制と日本式家族制度の解体であったのです。

終戦当時の政治家は今日を予測して家督制度を存続する運動を起こしたと聞いております。これに対し、遺言制度があれば問題は無いだろうということになったと言われておりますが、戦後の相続に関する教育の中には遺言による相続についての指導は存在しませんでした。結果、ほとんど遺言が利用されない今日の状況となりました。

亡くなった方の遺言が無い場合、現在の法律による相続では、相続人同士の協議により誰がどれだけ相続するか決めることになり、協議がまとまらなければ法律で定められた相続分により分割することになります。当然ながら、この法定相続分は個々の事情を考慮したものではありません。

遺言がないばかりに、本来であれば財産を多く相続すべき人がわずかしか相続できなかったり、場合によっては遺産相続争いが発生するケースまであるのです。

遺言というのは、亡くなる方にとっての最後の意思表示です。そしてその内容は、法律で定める相続分に縛られません。自分で自由に決めることができます。子どもたちに平等に分配することももちろん可能ですし、跡取りに多く残したければそのとおり書けばよいのです。場合によっては遺言どおりにならないこともありますが、多くの場合、その意思が尊重されます。

多くの皆さんは、現実として遺言をしています。長男が生まれた時、初孫が生まれた時に、最初に発する言葉は「跡取りが出来た」「元気に育ってくれ」です。これはすでに遺言であるが言葉は消えてしまいますから、遺言を正しく伝える為には遺言書を残していただきたいのです。今の日本ではこの遺言制度の教育を行っていないため、子供たちは、何が正しいか迷っています。

まだ間に合います。お盆や、正月に多くの家族が、故郷へ帰り、墓参りが行われている内は日本の伝統は健在です。親が子を殺す、子が親を殺す、荒んだ世の中になってきました。国は高齢者対策に躍起となっていますが、果たしてどの様になるか心配です。見当がつかない、日本は大変な時を迎えようとしています。しかし、みなさんが遺言書を残すことで、この流れは変えられるのです。

遺言者が自分の思いを子供に強く伝える為には、自分で紙に書く（自筆遺言書）、これで遺言書に成りますが、此の場合は相続人全員に知らしめておくのがお勧めです。ただし、注意を要するのは、正しく作成しないと法律的に無効になってしまうことがある、ということです。せっかく作っても意味がない場合があるのです。

このようなケースを防ぐには、公証制度による遺言書がお勧めです。公正証書遺言を作成するには、公証役場に出向くか、出張して来ていただく必要があります。証人の立会も必要です。何れにせよ公証人との打ち合わせも必要になります。

行政書士制度は、国民の利便と安全のためにある制度です。また行政書士は秘密を守る法律上の義務があります。

また、行政書士事務所は皆さんの身近にありますので、遺言書作成はもちろん、その他、他人には相談できない事もご相談ください。

公正証書作成の証人にもなりますので、是非近くの行政書士事務所を訪問し、相談してください。

身近な相談相手
行政書士

債務整理をするとうたった電話勧誘に注意！！

独立行政法人国民生活センターより、法律家やボランティア団体等を名乗って債務整理をするとうたい、電話で勧誘されるなどしてトラブルに巻き込まれるという相談が増加しているとの情報提供がありました。

法律家等に対する信用を利用し、借金問題を抱えている消費者に近づく行為は極めて悪質であります。

被害の未然防止・拡大防止のためにも、何かお気づきの点やご相談等がございましたら、最寄りの消費者生活センターへご連絡ください。

日本行政書士会連合会のホームページにてこの件についての資料がご覧いただけます。また、行政書士の検索が行えます。どうぞご利用ください。

日本行政書士会連合会　http://www.gyosei.or.jp/

栃木県行政書士会カレンダー（3月）

日		予　定	時　間	主　催
2	火	総務部会	13:30～	総務部
3	水	登録説明会	10:00～	総務部
		足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00～16:00	足利市
7	日	無料相談会 （於：ゆめプラザ那須、大田原市勤労者総合福祉センター）	10:00～15:00	那須支部
8	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
9	火	財務経理部会	10:00～	財務経理部
		三役会	13:30～	
		編集会議	13:30～	広報部
10	水	ＴＩＡ無料相談会（於：栃木県国際交流協会）	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利市
15	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
16	火	一般研修「遺言・相続・公正証書について」「農地法改正の概要と実務」（於：栃木県教育会館５Ｆ小ホール）	10:00～16:30	業務研修部
23	火	一般研修「住宅エコポイントについて」「事業承継について」 （於：栃木県教育会館５Ｆ小ホール）	10:00～17:00	業務開発部
25	木	登録説明会	10:00～	総務部

日行連だより

平成２２年１月理事会開催

平成２２年１月２１日（木）日行連理事会を開催した。

1.「議案審議」に関しては下記のとおり。

第１号議案　日本行政書士会連合会事務局職員育児・介護休業等規定の一部改正案について（法改正に伴う改正）・・・可決承認

第２号議案　全国中小企業団体中央会からの業務委託について（新規業務で官民からの受託業務への先がけ的業務）・・・可決承認

第３号議案　成年後見制度に係る新たな一般社団法人の設立について（１１月理事会で方針を説明し今回議案として上程）・・・３６(賛成者)／５２(表決理事数)、賛成多数で可決承認。

2.「協議事項」に関しては、下記記載のとおり。

(1)　日行連が設立しようとする成年後見制度に係る一般社団法人の概要案について
(2)　会長選挙の制度見直しに係る関係法規の一部改正案について
(3)　日本行政書士会連合会中央研修所規則の一部改正案について
(4)　申請取次の届出に関する単位会の受付事務における審査基準の設定について
(5)　申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正について
(6)　平成２２年度事業計画基本方針（案）について
(7)　日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）について

3.「報告事項」に関しては、下記記載のとおり。

(1)　法改正の推進について
(2)　行政書士制度ＰＲ・テレビＣＭの実施について
　テレビＣＭは、ＴＢＳ系列「みのもんたの朝ズバッ」、
　　２月１５日（月）５時３０分～８時：３０（ＣＭ放送は、７時前後の３０秒）
(3)　平成２１年度　各地方協議会との連絡会における措置項目について
(4)　平成２２年新年賀詞交歓会への対応について
(5)　平成２２年度及び平成２３年度定時総会について
　平成２２年度定時総会は、６月１７日（木）～１８日（金）、「岡山プラザホテル」に於いて開催
　平成２３年度定時総会は、平成２３年６月２３日（木）～２４日（金）、「ザ・キャピトルホテル東急」で計画。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

～栃木県環境森林部廃棄物対策課より～

標記の件につき、栃木県環境森林部廃棄物対策課より案内がありました。主な内容は次のとおりです。

・申請者による役員等の身分証明書の添付を省略する。
・収集運搬業を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの確認として求められる講習会の修了対象に令第６条の１０に規定する使用人も含める。
・運搬車両の自動車検査証による使用権原の証明の仕方について、新たに「自動車検査証の使用者が申請者で所有者が個人である車両を使用する場合は、賃貸借契約書又は使用承諾書など書面により賃借関係が分かるものの写しを添付」を加えた。

この基準は、４月１日以降の申請に適用されます。３月３１日以前の申請については、なお従来の審査基準となりますのでご注意ください。**※栃木県行政書士会ホームページ会員専用トピックスにて資料をご覧いただけます。**

前回に引き続き「聴聞・弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為についての代理業務」について「不利益処分(Adverse Disposition)」に係わる意見陳述の手続を取り上げます。なお、本稿は筆者の個人的な見解を述べたものであり、行政書士に関係する各種団体等の公式的な見解を記したものではないことを御了承願います。

１．意見陳述のための手続の代理業務

行政書士法第１条の２第１項は、行政書士の独占業務として「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（電磁的記録、実地調査に基づく図面類を含む。）を作成すること」を規定しています。「その他」を用いた場合には、その直前の語句はその直後の語句が示す事項に含まれず、両者は独立した並列の関係にあります（法曹会『似たもの法律用語のちがい』〔2000 年〕14 頁）。よって、この規定における「その他」の後の「権利義務又は事実証明に関する書類」は、その前の「官公署に提出する書類」との共通点を持つ必要はなく、「権利義務又は事実証明に関する書類」は「官公署に提出する書類」から類推される書類だけに限定されないことから、他の法律において制限されない限り、行政書士の業務は行政手続のみならず、いわゆる民事関係も含まれるのです。これに対して、行政書士法第１条の３第１号は「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（括弧内省略）について代理すること」と規定しています。このように「その他の」を用いた場合は、「その他の」の前に列挙された名詞は例示である（礒崎陽輔著『分かりやすい法律・条例の書き方』〔ぎょうせい、2006 年〕79 頁）ので、その後に続く「意見陳述のための手続」に「聴聞又は弁明の機会の付与の手続」が含まれることになります。従って、行政書士による意見陳述のための手続の業務は、弁護士法第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当しない聴聞又は弁明の機会の付与の手続と類似する手続における口頭等による意見陳述の代理であると解されます。また、本条項は行政書士の業務として「行政書士が作成することができる申請書類等を官公署に提出する手続において当該官公署に対してする行為について代理すること」すなわち「申請代理」も規定しているものと解釈されます。（兼子仁著『行政書士法コンメンタール』第 3 版〔北樹出版,2008 年〕34～35 頁）

２．不利益処分に関する手続

不利益処分に係る処分前手続については、個別法において規定されている場合もありますが、行政手続の一般法である行政手続法（以下、「行手法」といいます。）における不利益処分をしようとする場合の意見陳述の手続について概観することとします。「不利益処分(Adverse Disposition)」とは、例えば、運転免許や許認可等の停止・取消し、行為の中止・禁止の命令、金銭の納付命令など行政庁が法令に基づいて特定の者（名あて人）に対して直接何らかの義務を負わせたり、その権利を制限する処分をいいます。ただし、事実上の行為等の一定の処分は除かれます（行手法第２条第４項）。行手法は、不利益処分による不意打ちの防止の観点から、不利益処分をしようとする場合の手続として「聴聞(Hearing)」と「弁明(Explanation)の機会の付与の手続」の２つの手続を規定し、不利益処分に関する事前の手続を保障しています。なお、不利益処分に係る処分前手続が不要とされる場合や弁明の機会の付与の手続に代えて聴聞の手続が規定されている場合があります。

不利益処分をしようとする場合の手続	
振　り　分　け	手　　続
許認可等を取り消すなどの不利益の程度が大きい処分の場合（行手法第１３条第１項）	聴　　聞 （行手法第３章第２節）
上記以外の不利益処分の場合	弁明の機会の付与 （行手法第３章第３節）

行手法では不利益処分をしようとする場合の基本的な手続として「不利益処分についての処分基準の設定と公表」、「処分される側の防御権（聴聞、弁明）の法律上の保障」、「不利益処分をする場合に理由を提示する義務」が規定されています。

３．聴聞（Hearing）の手続

聴聞とは、「不利益処分の名あて人となるべき者について自らの防御権を行使する機会を付与するために審理の場を設定した上で口頭による意見陳述・質問等の機会を付与し、名あて人となるべき者等と行政庁側との間でのやりとりを経て事実判断を行う」（総務省行政管理局『逐条解説 行政手続法』〔ぎょうせい、2002 年〕130 頁）手続を

いうとされています。

行手法における「聴聞」の手続に関する規定は、①聴聞の通知の方式（第１５条）、②代理人（第１６条）、③参加人（第１７条）、④文書等の閲覧（第１８条）、⑤聴聞の主宰（第１９条）、⑥聴聞の期日における審理の方式（第２０条）、⑦続行期日の指定（第２２条）、⑧当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結（第２３条）、⑨聴聞調書及び報告書（第２４条）、⑩聴聞の再開（第２５条）、⑪聴聞を経てされる不利益処分の決定（第２６条）、⑫不服申立ての制限（第２７条）、⑬役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例（第２８条）があります。

聴聞に関する手続の概要は次のとおりです。

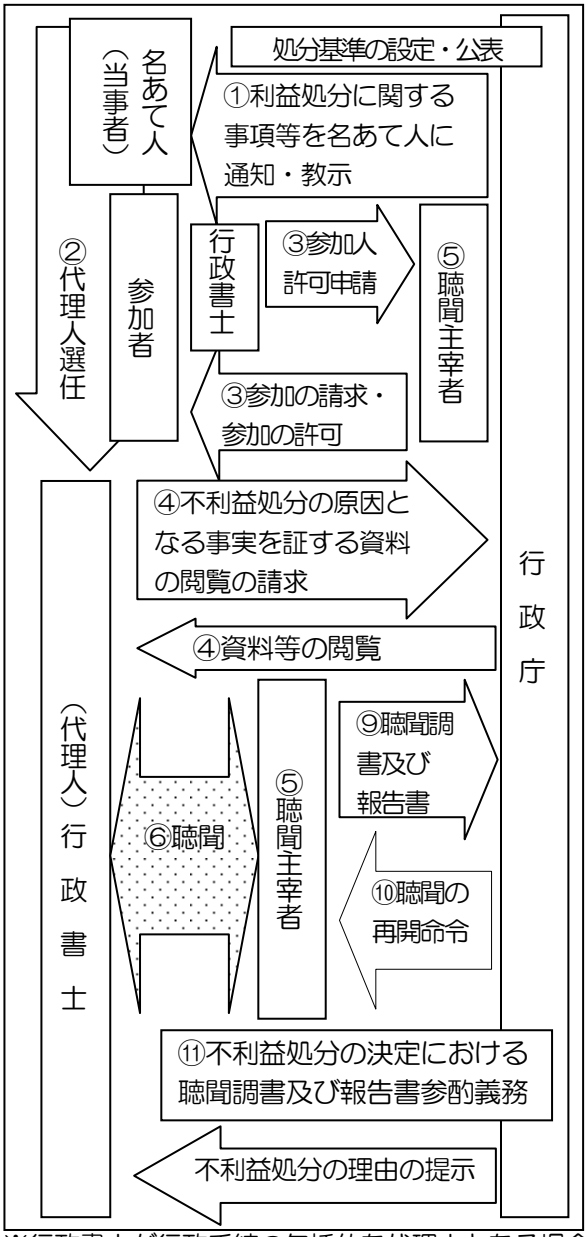

※行政書士が行政手続の包括的な代理人となる場合

４．聴聞の審理の方式

聴聞主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を説明させなければなりません（行手法第２０条第１項）。当事者･参加人又はその代理人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができます（行手法第２０条第２項）。また、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人（当事者等を援助する不利益処分の原因となる事実について専門的知識を持つ第三者）とともに出頭することができます（行手法第２０条第３項）。当事者・参加人又はその代理人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます(行手法第２１条)。

【陳述書の書式例】

陳　述　書

年　　月　　日

宛て

住　所
氏　名
代理人　行政書士　○○○○　職印

行政手続法第１５条第２項第１号に基づき、
年　　月　　日　　において行われる聴聞の期日への出頭に代えて、この陳述書を提出する。

聴聞の件名	
聴聞に係る事案の内容についての事実及び意見	

聴聞を経てなされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができなくなります（行手法第２７条第２項）ので、聴聞は異議申立て手続の代用としての意義を持つ点に留意する必要があります。

５．弁明(Explanation)の機会の付与の方式

弁明の機会の付与は、「弁明書」及び「証拠書類等」の提出によって行いますが、行政庁が認めた場合は口頭による意見陳述の手続を行うことができます（行手法第２９条）。当事者は代理人を選任することができ、代理人は弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為をすることができます（行手法第３１条及び第１６条）。

６.「聴聞・弁明の機会の付与手続代理業務ガイドライン」(日本行政書士会連合会､平成２０年６月）では、「聴聞・弁明の機会の付与手続での注意事項」として、実務上においては他の行政書士等と連携してその業務にあたることが望ましいとされています。

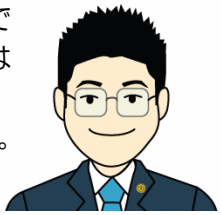

専門業務指導員
青　木　裕　一

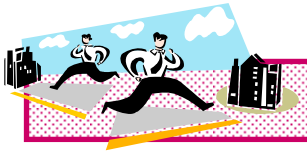

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は佐野支部の尾花直先生に取材しました。連絡をとると取材ＯＫということでさっそく事務所におじゃましました。

氏　　名　　尾花　直（おばな　ただし）
事　務　所　　佐野市犬伏下町１９９９
入会年月日　　２００７年４月１５日

それでは質問です。

入会の動機は？
　入管業務に興味がありました。

過去の職歴は？
　建設会社の総務・経理を担当していました。

主な業務は何ですか？
　入管業務です。特に中国関係が中心です。

趣味は？
　お寺や神社などの史跡めぐりです。

将来の計画は？
　お客様によろこんでもらえたら嬉しいです。身を立てることができれば充分で、多くは望みません。これまで通り、入管業務や相続業務に力を入れていきたいと思います。

最後に
　私はこれまで営業して仕事をもらったことはありません（営業してもなかなか仕事にはつながらないという意味です）。
　反対に、思わぬところから仕事が来ます。世の中は面白いものですね。

　今回の取材で意外なことを知ったのですが、他にも調理師、税理士の一部の科目合格、建設業経理事務士を持っているそうです。調理師にはおどろきました。

（佐野支局長　江藤正巳）

お知らせ

● ２／２２講演会の会場が大ホールに変更になりました！ ●

宇都宮市文化会館小ホールにて開催を予定しておりました行政書士成年後見制度支援開始記念「高齢者あんしん講演会」ですが、当初の想定を超えるお申し込みをいただきました。ありがとうございました。このため、実施直前という本来であれば無理なタイミングながら、講師のタレント高木美保さんからご了解をいただき、大ホールに変更することになりました。ご来場の皆様におきましてはお間違えのないようよろしくお願いいたします。

矢板の北方、八方の冬景色

塩那支局

今冬は暖冬だという予報もあったのに寒波が来たり、また暖かな日が続いたりという天候です。しかし、県北部の那須や日光の山岳部を除けば、ほとんど雪も降らず１月もすぎてしまいました。

まだまとまった雪を拝んでいないので、矢板市の北に位置し、林道を行けば塩原温泉もすぐそばの八方ヶ原の雪原に行ってみました。

矢板市街地から３キロぐらい塩原方面に向かい、泉交差点で左折県道５６号線に入ります。少し行くともう山道になりますが、道路は整備されています。道なりにだんだん山の中に入っていくと、道路の両側に除雪された雪がたまっていて、山肌も積雪で覆われてきます。落葉樹の木々は強風のため葉っぱ一枚もついていません。

市街から約３０分で八方ヶ原入り口に着きますが、そのすぐ先にきれいなロッジ風の「山の駅たかはら」の建物と駐車場があります。車が４，５台停まっていて比較的閑散とした印象です。ここに車を置いて、簡単な登山の服装になります。ここから大間々駐車場に向かって林の中の自然歩道に入っていきます。山の駅から大間々駐車場までは２．５Ｋｍ。すれ違う人もいない雪の遊歩道をひとりで歩いていきます。途中、鹿と思われる足跡が道を横切って点々と続いています。地鳴りのようなゴーゴーという風の音が響き、木々の枝がこすれあい、大木も右に左に大きく揺られています。陽だまりで小休止して、さらに歩くと周囲が開けて、ツツジの群生地のあるところにでれば大間々駐車場はすぐそこです。展望台に上り周囲を見渡すと北に那須の山々、南東方向に矢板、大田原の街並みが望めます。

往復２時間の雪道歩きでした。そのあと、「山の駅たかはら」に立ち寄るとレンタルスノーシュー（登山用のかんじき）が置いてあり、５００円で貸してくれるので、借りていけばよかったと思いました。建物の中は食堂もあり、林業の盛んな矢板地区の木工製品の小物などや縄文時代に高原山で産出して石器に用いられたという黒曜石の原石や石器も展示してありました。

山の駅たかはらでは年間を通して、たくさんのイベントをやっています。２月７日と２１日にはスノーシューハイキング募集があり、申込みましたらすでにいっぱいで断られました。また、６月にはシロヤシオツツジを見るハイキングなどもあります。ここは新緑の頃のレンゲツツジの群生と紅葉の季節はさらに絶景だと思います。

「山の駅たかはら」は１２月１日から３月３１日の冬季は金土日曜と祭日営業です。冬の八方ヶ原をスノーシューを借りて歩いてみることお勧めです。

（支局長　長谷川久夫）

釣　紀　行　２０

東北のとある民宿を早朝まだ薄暗いうちに出発、入渓予定地に着いたが、幾多の釣り人が通った川に下りる踏み後が見当たらない。道路脇から土手下を覗き込むと３００ｍは軽く超えていると思われる遥か下のほうで水の流れる音が聞こえる。絶壁とまではいかないがロープを使って下りたいところだ。これじゃ下りるのは無理だなと、他の場所へ何箇所か移動するが入渓場所が見つからない。そのうちに周囲が薄明るくなってきたので、のんびりしてはいられないと駐車場所も考慮して入渓地点を決定したリーダーのＦ氏の指差す川へ下りるルートは先程とあまり変わらない。「ゲッ！本当にここを下りるの、ウソだろう？」とまだ渓流釣りを始めて２年目の私が、ビビリながら冗談であってほしいと半信半疑で聞いたが、渓流釣りでは先輩のＹ氏、M氏共「さあいこう」と早速リュックに道具や食料品をつめ下りる準備をしている。

今まさに釣りに入ろうとしている川は、渓流釣りでは超有名な一級の河川で、半端な所ではない。しかも尺クラスのイワナがたくさん釣れるということは昨夜宴の席で聞いている。しかし本格的な渓流釣り場所とは実際にはこんなにもキツイ所なのかと、新米の私はビックリしたが、尺物を釣りたい一心で宿に帰りたい気持ちを抑えて身支度を急いで行なった。

先発隊がM氏、つづいてＦ氏、私、しんがりにＹ氏と下りていく。木の枝や岩又は草の根と手足に引っ掛かるものになんとか掴まり、足は崖の窪みや岩など全神経を集中してゆっくり下りていく。滑ったら終わり、命がけの崖下りだ。途中何も掴まるところがない危険な場所が何箇所かあったが、スパイダーマンのように崖にピッタリと貼りつくようにして、着衣が土で真っ黒になりながらも無事に川岸にたどりついた。

川に下り一息吐く間も無く竿を出した欲の深い四人、交互に上流に向かって釣り始めた。６月初めだが日陰にはまだ残雪がたくさんあり透き通るような水が流れている。川の中にある大きい岩をよく見ると、きのう日中雪解けで１ｍ以上増水した形跡が岩の濡れ後に残っているし、ところどころに枯れた草木が引っ掛かっている。今横切っている所はヘソ位の水位なので午後増水したら川は渡れないだろう。午前中に釣り終わり道路へ上がれる場所を探さなければ危ないし、又道路の対岸で増水になったら今日はビバーク覚悟と、一級の川は誘惑と危険が同居している。

しかし釣り始めて一時間位経つが、私が８寸位のマス一匹だけで、他の３人はまだビクに入る魚は一匹もつってないしほとんどアタリもない。こんなはずはない、オカシイと皆で言いながらなおも上流へと進んでいるうちに、我々より少し早く入渓したと分かる真新しい上流に向っている足跡が見つかった。我々にとって最悪のパターンになってしまった。渓流釣りは先に入渓したほうが、その川の上流を優先的に釣れるという暗黙の了解がある。我々は釣りを諦め車に戻ることになり、道路に上がるルートを見つけるが、道路側の右岸は断崖絶壁である。さらに上流へと上がっていった。

そして３０分もしないうちに上流から先行者二人が現れたが、まぎれもなく先程の足跡の連中だった。あって話をしてみると、我々の入渓地点より下流からやはりガレ場の同じような感じの所から下りて川に入ったようだったが、釣果も悪く又上流で川を渡れない箇所もあり諦めて戻り足とのことだった。それを聞いた我々は戻るべきか進むべきか悩んだ。下流に戻って下りてきた場所を登るにはかなりキツイし危ない。経験の豊富なＦ氏の判断で上流に進むこととしたが、もう釣りどころではない。車に戻るためには幾多の困難が待ち受けていると思われるし、万が一のときは川を渡れず野宿覚悟である。いろいろな考えが錯綜し私は頭が真っ白になってしまった。

途中淵がありゆるやかな瀬でも対岸に渡れそうもない場所に来た。先程先行者から聞いた対岸まで渡れない場所だ。上流の安全なところまで約１５ｍ位、水面から１ｍ位上にある右岸のガレ場に手と足を慎重に運びながら進むＦ氏。私も同じように慎重に川に落ちないように気をつけながらゆっくりと後をついて行った。

足の岩場の掛かり具合が悪くすべってなかなか前に進めないＦ氏を見て、落ちたら下流に流されお陀仏。こりゃあ大変と私も神経質に手足の指先と体全体に神経を集中し岩場を探ってゆっくりと進んでいたが、突然背後で「バシャ！バシャ！」と川を渡る音が聞こえ、振り返るとＹ氏とM氏がニヤニヤしながら川を横切っている姿が見えた。そして渡りきると「さっきから何してんだい、ヘツリの練習かい、ここは簡単に渡れるよ」と完全にバカにして腹を抱えて笑っている。先輩として赤っ恥をかいたＦ氏と新米の私はそのまま水中に下り川を渡った。

太陽も上がり気温も上昇して暑くなってきて汗も大分かいてきた。それからまもなくして川の水が少しづつ濁りだし増水し始めてきたのが分かる。あと何時間もしないうちに濁流となり対岸に渡れなくなる。体力に自信のない初心者の私は早く道路へ上がるルートを見つけなければと焦りだした。そんな私を尻目にＦ氏を先頭にドンドンと上流に上っていく三人。さらに上流に登って１時間も経った頃１０ｍ位の滝が見えてきた。そしてまもなく右岸に入渓ルートがあるのを、先行していたＦ氏とＹ氏が確認した。

「良かった無事に帰れる」と思ったが、見上げると登山ルートのようになっていてハッキリとした踏み後が延々とあり、５００ｍ以上４５度はあると思われるキツイ登りの連続の急な山斜面になっているがここを登らねば帰れない。しかし朝からの激しい運動で疲れが溜まっているので少し休むことにした。

軽い休憩後、Ｆ氏、Ｙ氏、Ｍ氏と登っていく。自力で歩くしか帰れないと諦め、他に選択肢がないと私もしかたなしに登っていったが、勾配がキツクすぐに息切れがする。十歩程歩くと足が動かない。息を整えるのに立ち止まり休み、又十歩ほど歩く。その繰り返しの連続を何十回としたろうか。朝一番元気だったＭ氏は、私よりバテバテで、最後に道路に到着。とっくに休んでいたＦ氏、Ｙ氏と合流し四人無事に車に戻れた。今日は運が悪かったと平気なＦ氏。初心者をこんなところへ連れてくるな！もっと楽な場所に連れてこいと、声に出せず恨めしげにＦ氏とＹ氏を見つめる私だった。ああ無常・・・・

木子　岩魚

行政書士記念日テレビＣＭについて

２月２２日行政書士記念日に向け、行政書士の業務を広く全国にアピールするために、３０秒ＣＭが１週間に２回、ＴＢＳ系全国ネットワーク番組で放送されます。

○２月１５日（月）朝５時３０分～８時３０分「みのもんたの朝ズバッ！」の番組内に、３０秒スポットＣＭを全国同時刻（ＣＭ放送時間は７時～７時３０分の間）に１回放送します。

○２月１７日（水）夜９時００分～９時５４分 水曜劇場「赤かぶ検事～京都篇～」の番組内に、３０秒スポットＣＭを全国同時刻（ＣＭ放送時間は９時３０分～９時５４分の間）に１回放送します。

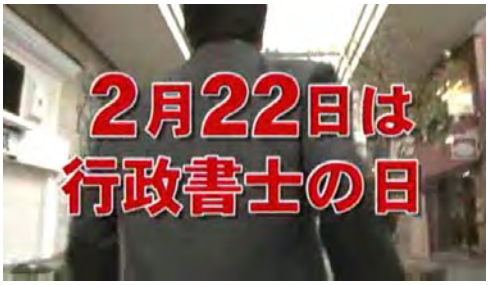

※なお、このＣＭは当会ホームページにて閲覧いただけます。

支 局 情 報

【宇都宮】

契約書（離婚協議書）作成業務を学ぶ
宇都宮支部研修会開催

１月２１日（木）行政書士会館において、宇都宮支部主催「契約書作成業務～離婚協議書の作成について」の研修会が行われた。

講師は宇都宮支部の小平裕一会員。昨年、契約書作成業務中級編を２回にわたって担当頂いたところ、大変わかりやすいと好評を博したため、今回はその続編として離婚協議書に絞ってご講義頂いた。

まず、離婚成立までのフローチャートで全体の流れをつかみ、行政書士の業務範囲がどの部分かを確認。続いて関連する条文の説明があり、特に離婚原因となる条文では、どのような解釈がされているか、元裁判所書記官らしく事例や過去の裁判例なども交えて詳しく解説頂いた。

離婚協議書作成の知識として、「慰謝料」「財産分与」「親権、監護権」「養育費」等、知っておかなければならない事柄も丁寧に見ていき、公正証書とする時の書き方を参考例から確認した。更に注意点として、離婚協議書作成で依頼を受ける際、依頼者（一方）の代理にはならない事。書類作成上の法律的なアドバイスをする立場として、必ず当事者で話し合ってもらい、合意があったものについて離婚協議書を交わし、あるいは公正証書の原案作成とするなど、実務の進め方までご教示いただき、参加して良かったと思う。法律を熟知し、実績も多く参加者のどの質問にも的確に答えてくださる小平会員に是非「続々契約書作成業務研修」も期待したいところである。

離婚は誰にでも起こりうる。そして、当人同士で解決を望む場合も多く、行政書士が身近な法律家として期待されている事を実感した。

（支局長　遠藤美代子）

広報部よりお知らせ

研修会のネット配信について

支局情報に掲載されております宇都宮支部研修会（平成２２年１月２１日実施）を、当会ホームページ会員専用にて動画配信いたします（近日予定）。

準備でき次第会員トピックスに掲載しますので、受講を希望される会員の方は申込フォームよりお申込みの上、ご受講ください。

※受講には安定した高速回線が必要になります。
※視聴時間を変えることで受信状況が改善することがあります。

２月といえば、バレンタイン。

我が家でも、嫁がチョコに義理を込め、娘はチョコに夢を込めます。

先日は、娘と二人で、手作りチョコの材料を買いに、近所のスーパーへ出かけました。娘は、チョコペンをはじめ、楽しそうな素材を、あれもこれもと欲しがります。私は基本、悪いことでなければ、やってみたいことは、みんなやれ、って人なので、考えなしに買い物かごへ、娘の望むものをすべて放り込みます。

結果、有名ブランドのチョコが買えたのでは？と思うような買い物になりました。もっとも、有名ブランドのチョコを買ってしまっては、夢や愛は込めにくいのかな。

家に帰ると、嫁が買い物袋を見て「チョコは、電子レンジで溶けるものを買ってこなかったの？？　板チョコを刻んで湯せんは大変よ？？誰がやるの？？」と言います。

やるのは、多分、私でしょうね。クリスマスの「サンタのおうちクッキー」も、買ったのは嫁と娘で、作ったのは私でしたから・・・。

その時、飾り付けだけは、楽しそうに取り組んでいたから、チョコも、湯せんして、型で固めるのは私で、最後のデコレーションが娘かな。

でも、もし、私にプレゼントしてくれるのであれば、私が作っちゃまずいような。

３月になると、ホワイトデーという、過剰なお返しを期待される日があります。今は、逆チョコなるものがあるそうなので、今のうちに、チョコを贈って、３月は、確定申告に専念したい今日この頃。お返しに悩んで、確定申告で悩んで、私にとって、１年で一番気の重い１カ月かも知れません。

でもその前に、ちょっと楽しいイベント、「ひなまつり」が待っています。最近、私の家のテレビの前には、娘が作った「雛人形」が鎮座しています。　（芳賀支局長　柳知明）

東京都行政書士会申請取次管理委員会発足式典参加報告について

去る１月１９日、住吉会長と東京都行政書士会申請取次管理委員会発足式典に出席しました。

全国では、残るところあと３単位会が管理委員会未発足ということで、東京都行政書士会としては、ようやく管理委員会を立ちあげられたということでしたが、式典には東京入国管理局より主席審査官、警視庁より組織犯罪対策第一課長、東京都より総務局行政部課長、日行連会長や、全国１９都道府県会長等が出席しました。

東京入国管理局としての挨拶の中で、目標としていた不法在留外国人４０数万人のうち約半数の国外退去が実現したため、現在は偽装在留外国人（偽装婚、経歴詐称等）の排除にむけて鋭意審査中である現状についての説明がありました。特に、警視庁組織犯罪対策第一課長は挨拶の中で、偽装残留外国人にからんだ犯罪にはほぼ１００パーセント行政書士が関与しているとの衝撃的な報告がありました。そのため、こうした行政書士の関与度合いを調べるため、事務所や、家宅捜査を行っている例も多くあるとのことです。

こういう現状の中で、自助浄化に向けて、管理委員会を立ち上げたことはすこぶる意義のあることであり、地方入国管理局としては犯罪関与行政書士について取次委員会に随時情報を提供していくことにつとめていくとのことでした。

栃木県行政書士会としても申請取次者管理委員会を設置してありますが、管理委員会として、より実効力のある委員会にしていくためには、犯罪に関与しない、巻き込まれない、行政書士を育成していくことが緊要であると会長共々痛感しました。

（栃木県行政書士会　顧問　岸 宏）

3月16日（火）開催　～ 一般研修のお知らせ ～
＜午前・午後　別テーマ ２部構成研修＞

業務研修部

研修場所：栃木県教育会館５Ｆ　小ホール　＜午前・午後とも同会場＞
（大谷街道沿い　コンセーレ並び）
住所：宇都宮市駒生１丁目１番６号　TEL：０２８－６２１－７１７７

研修①午前の部「遺言・相続・公正証書について」

◆研修時間　午前 10 時から 11 時 50 分まで
◆講　師　会長 住吉和夫／研修部理事 堀越　功／公証人
◆対象者　行政書士会員
◆受講料　500 円
◆昼食代　500 円（希望者のみ）

支　部　名	会　員　氏　名
昼食の申し込み	希 望 す る （希望者は○を付けて下さい）

研修②午後の部「農地法改正の概要と実務」

◆研修時間　午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで
◆講　師　県農政課
◆対象者　行政書士会員
◆テキスト代　500 円
(1)「農地制度　ここが変わった＜詳細版＞」（¥500/冊）
(2)　書式変更に伴う補助資料

支　部　名	会　員　氏　名
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	（　　）

★ 午前・午後研修 申し込み締め切り ３月２日（火）

※ 研修会使用テキストを業者に発注する為、納品まで日数がかかる都合上早めの締め切りとさせていただきます。ご了承下さい。

当日は、なるべくおつりのないようにお持ちくださいますようご協力お願いします。

※当初3／16に開催予定をしておりました「行政書士基礎講座第8回」は、上記研修に変更になりました。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 22 年 1 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇 都 宮 佐藤 規之	H22.1.1	320-0046	宇都宮市西一の沢町 15 - 6 ピア B 棟 202 号室	028-666-8661	
	宇 都 宮 渡邉愛治郎	H22.1.1	321-0151	宇都宮市西川田町 1194 - 19	028-659-0916	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
那　須	岩本和彦	H22.1.31	廃　業	芳　賀	木村弘明	H22.1.27	廃　業
那　須	氏家　亨	H22.1.31	廃　業				

【変　更】　　*土地区画整理に伴う住居表示変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
日　光	小柳　洋	事 務 所*	日光市中央町 6 - 6

平成２１年度行政書士試験結果

試験地	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
茨城県	1,244	1,023	82.23	70	6.84
栃木県	**1,053**	**878**	**83.38**	**70**	**7.97**
群馬県	1,292	1,049	81.19	59	5.62
埼玉県	4,954	4,012	80.99	356	8.87
千葉県	4,020	3,193	79.43	300	9.40
東京都	17,280	13,447	77.82	1,556	11.57
神奈川県	4,561	3,635	79.70	316	8.69
新潟県	1,122	945	84.22	54	5.71
山梨県	464	377	81.25	27	7.16
長野県	1,083	884	81.63	43	4.86
静岡県	1,862	1,509	81.04	101	6.69
全国合計	83,819	67,348	80.35	6,095	9.05

財務経理部よりお知らせ

会費納入の新システム

手続簡単
最寄の金融機関で

T-NET への移行を
おすすめいたします

次回締め切り
22 年７月より引き落とし
の場合
５月１０日（月）まで

編集後記

今月２２日の記念講演会に向けて昨年から準備をしてきた。完璧を目指すものの、漏れを発見し愕然となる。

あと一息、本番まで気持ちを引き締めていこう。

皆さんのご協力をお願いします。

（広報部　山本昭子）

行政とちぎ２月号 No.398

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：関　実氏（小山市）

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.2
平成22年2月15日発行　第398号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん